

## 南箕輪村議会基本条例検証結果について

令和4年3月 南箕輪村議会

南箕輪村議会は、平成25年に制定した議会基本条例の検証を令和2年に初めて行い、このたび2回目の検証を行いました。村民の負託にこたえるべく、10人の議員全員が項目ごとに4段階の評価を行い、同時に課題に対する今後の取り組み方法をあげて、議会活動への決意を新たにしました。

前回の検証では、評価一覧として評価した点数を平均化したもののみを公表しましたが、今回の検証では、それぞれの評価の人数、評価が低かった条文の主な課題と今後の取り組みを一覧にした表を議会ホームページに掲載しています。

コロナ禍で活動が制限された影響もありますが、基本条例の見直しや議会活動活性化への取り組みを検討し、次回検証においてより良い評価につながるよう努力してまいります。

### 評価一覧（議員が評価した点数の合計を評価人数で平均化したもの）

- 第1条（目的）議会活動の基本原則をうたう・・・B
- 第2条（議員の政治倫理）良心と責任感をうたう・・・B
- 第3条（議員の責務）議員としての役割を果たしているか・・・B
- 第4条（議員の活動原則）研修会等への参加、開催など・・・B
  - 2 村民へのわかりやすい説明を行っているか・・・C
  - 3 言論の場として、議員間の自由な討議を行っているか・・・B
- 第5条（議会の責務）二元代表制のもと、重要な政策の決定・・・B
  - 2 行政の事務執行に対する監視・・・B
  - 3 事務執行の公平性・効率性の審査・評価・・・B
- 第6条（議会の活動原則）村民の意思・意見を村政に反映させる・・・B
  - 2 村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくる・・・B
  - 3 他の自治体との交流・連携、調査研究を行う・・・C
- 第7条（村民との連携）議会報告会、村民との意見交換の場を・・・B
  - 2 請願、陳情などを政策提案にとらえ、誠実に処理する・・・B
- 第8条（情報公開）議会だより、WEBサイトなどで情報発信・・・B
- 第9条（村長などとの関係）常に緊張関係を保持する・・・B
  - 2 執行機関に説明、資料の提示を求める・・・B
- 第10条（村長などの反問権）議員の質疑・質問に反問できる・・・B
- 第11条（検証および見直し）この条例を常に検証・・・B
  - 2 検証の結果、必要な場合は条例を見直し・・・B

A：概ねできている。（4点） B：ある程度できている。（3点）  
C：あまりできていない。（2点） D：まったくできていない。（1点）